



(別紙)令和4年4月1日以降の電池の出し方

電池は使い切り、電極にセロハンテープを貼って絶縁処理をしてから出してください。

区分	種類	処分方法
乾電池(コイン型電池含む) 	・筒形乾電池(アルカリ電池、マンガン電池) ・コイン型リチウムイオン電池(形式記号 CR 及び BR)	買い物袋などの透明または半透明のビニール袋に入れて「蛍光管・電池」の日に指定のごみステーションに出す コイン型リチウムイオン電池も同様
ボタン型電池 	・酸化銀電池(腕時計など) ・空気亜鉛電池(補聴器など) ・アルカリボタン電池(電子体温計など)	①、②のいずれかの方法で排出する ①乾電池同様に※ ¹ 、買い物袋などの透明または半透明のビニール袋に入れて「蛍光管・電池」の日に指定のごみステーションに出す ②ボタン型電池回収協力店※ ² の回収缶に出す
小型充電式電池※ ⁴	・リチウムイオン電池 ・ニッケル水素電池 ・ニカド電池 ・小型シール鉛蓄電池	指定のごみステーションには出せない 電池周辺のプラスチック・コード部分を解体する必要なし ①、②のいずれかの方法で排出する ①大山、名和、中山公民館の回収缶、名和クリーンセンターに出す ②リサイクル協力店※ ³ に設置された「小型充電式電池リサイクルBOX」に出す ①、②いずれの回収缶も小型充電式電池以外の電池を入れることはできない

※¹町の収集に出す場合、乾電池、コイン型電池とボタン型電池を分別する必要はありません。

ただし、ボタン型電池回収協力店の回収缶には、ボタン型電池しか出せません。

※²※³いずれも大山町内ではコメリハードアンドグリーン名和店が該当します。

※⁴小型充電式電池は下記のリサイクルマークがある電池が対象です。



○小型充電式電池の出し方(本体から取り外せる場合)

- ① 電化製品本体から小型充電式電池を取り外す。
→小型充電式電池周辺のプラスチック部分やコード部分を解体する必要はありません。
- ② 小型充電式電池の金属端子部分をセロハンテープ等で絶縁する。
- ③ 大山・名和・中山公民館の回収缶、名和クリーンセンター、もしくはリサイクル協力店に設置された「小型充電式電池リサイクルBOX」に持ち込む。

※小型充電式電池を取り外した小型家電機器本体は、「小型家電」もしくは「不燃ごみ」として出してください(パソコンは「小型家電」のみ)。

※スマートフォンなど小型充電式電池を取り外せない電池一体型のものは、そのまま「小型家電」として出してください。

小型充電式電池の例

